

福島県田村郡三春町議会

1 政策づくりと監視機能を十分発揮している議会

財政構造改革や地方分権推進が進む中、町民の代表機関として町の政策の最終決定と行財政運営の監視を行う議会の果たす役割と責任は益々重要となっている。本町議会においても、三春町住民自治基本条例に基づき、町民と町、そして議会の三者が手を携えて、それぞれの責務を果たしながら知恵を出し合い、継続・発展するまちづくりの実現に向けて取り組んでいるところである。

議会定例会は3月、6月、9月、12月の年4回開催され、議会臨時会は必要に応じて招集され、活発な議論と慎重な審議が行われ、住民主体のまちづくりに寄与している。

常任委員会は、総務常任委員会、経済建設常任委員会、文教厚生常任委員会の3委員会となっており、議会会議規則に基づく所管事項の審査と調査を行っている。

議会全員協議会は毎月原則1回開催され、町からの報告事項や議長の報告連絡事項を行うほか、町の重要案件についての協議や将来的展望をテーマとする議員全員による勉強会を行い知識の向上に努めるとともに、積極的に町執行側との協議などを重ねながら町民による町民のための町政を目指すとともに、議会活動の活性化を図っているところである。

2 住民に開かれた議会

地方分権が進む中で、当町議会は、期待された役割を果たし町民の信頼に添えていくために、平成11年から6月定例会では夜間議会（一般質問）を開催している。これは、福島県内では初めての実施であり、それまで、住民からは「議会は身近な存在のはずなのに、何をやっているのか分からない」や、「昼間は仕事で議회를傍聴できない」などの批判をうけて、「議会での質疑は議事録に残すだけでは意味がなく、積極的に町民に伝えていかなければならない」として、町民に広く町政への関心を高めてもらい、議会活動への理解を深めていただけるよう尽力している。

3 地域振興のために特別な取り組みをした議会

当町議会では、議会改革の一環として、開かれた議会づくりを積極的に進めてきた。その一つが、町と議会との共催による「まちづくり懇談会」である。これは平成16年より、年に1回、町の執行機関と全議員により各地区（旧町村単位7地区）で、地区要望に対する回答、事業内容の説明・協議を行って

り、町民の生活を考えたまちづくりをすすめている。今後も、住民自治基本条例にある協働の精神に則り、町・議会・町民が一丸となって、自主自立・継続発展し続けるまちづくりの実現に向けた取り組みを行うこととしている。